

換に挑戦した。” (*Mothers of sexually abused children (2001) P3-4*, 当研究班により翻訳)

さらに Calder M,C は、「non-abusing carer」に関して定義している文献は少ないとし、Smith G.(1994) の、non-abusing とは「保護的とは同義語ではないが、通常、子どもへの性的虐待に積極的に関与していないことを意味している。彼女たち（非加害親）は子どもを守ることに失敗したかもしれないし、性的虐待に気づいていたかもしれない」との定義を引用している。さらに、「守ることの失敗」という捉え方は重要な問題であると指摘し、「性的虐待の責任は加害者にある」との視点を持つことの重要性と、その視点を踏まえて非加害保護者の姿勢（守れるか守れないか）を取り扱う必要があると述べている。その上で、Peake,A. & Fletcher,M. (1997) による、母親が性的虐待についてまににしか気づかない4つの理由を紹介している。(本文 P66 参照)

この問題に対する Calder M,C や Peake,A. の姿勢は、非加害保護者である母親をエンパワーする観点が強いとの印象を受けるが、上記の「気づき」に関することは、「保護的とは同義語ではない」という表現に含まれるニュアンスと考えられ、今日の日本においても認められる、「ネグレクト」に関する論議につながる論点と考える。

## 2) Strand. V の研究

Strand V., (MSW、執筆当時は Fordham University Graduate School of Social Service の Associate Professor) は、「*Treating Secondary Victims-intervention with the Non offending Mother in the Incest Family (2000)*」の第 I 章で、家庭内性的虐待が起こった家庭内での非加害母親（英語表記は Non offending Mother）に関する研究について、文献レビューを行っている。彼女によると、「性的虐待」の領域では「被害を受けた子ども」と「加害者」に関する研究が発展し、「非加害母親」にはあまり注意が向けられてこなかったが、1980年代に焦点があてられるようになった時には大部分の研究者は非加害母親の個人的な精神病理に焦点を当てていたと述べている。その後、1980年代後半に発表された「子どもの治療の場に参加した母親」に関する研究において、「その母親たちは子どもを信じサポートイブなことが多い」との結果を示す複数の研究について言及している。

また、Deblinger,Hathwayら(1993)による、インセストが起こった家庭の母親グループとインセスト以外の母親グループの背景に関する研究結果「①母親の心理社会的な背景、②仕事や病気などにより、母親が家庭に不在となっている状況、③子どもの告発を信じることに、に関しては差異は認められなかったが、しかし唯一差異が認められたことは、④インセストの母親は、他の母親たちよりも、より多く DV (Domestic Violence) の被害者であった」を紹介している。

さらに Strand V. は、1990年代後半に行われた多数の研究レビューを通して、非加害保護者に対する支援者側の認識として、「non offending mother は子どもを信じて保護的に動き、関係性及びそれ以外の要因に影響をうけている」が加わり始めたと述べている。そのうえで、出版当時の介入対応と治療の概念に影響を与えている理論的枠組みとして、「フェミニスト理論」と「トラウマとその影響に関する理論」を挙げている。

以上、Calder M,C. と Strand. V のレビューを通して、「パートナーが加害者である場合のもう一人の親」に対する概念の変遷を見てきた。研究レビューを通した両者の論に共通していることは、非加害保護者（親）に対する概念の変遷は、文化的・社会的な状況を反映しており、そのことは支援者の構えや対応、そして支援や治療観に大きな影響を与えてきているという事である。

本ガイドブックでは、上記の論点も踏まえた上で、「被害を受けた子どもへの支援」という軸でこの問題に向き合う際には、子どもや非加害保護者に対する支援者の考え方・構えが重要な意味を持つこと、そして、非加害保護者の「子どもを守る力をエンパワーする」という観点から、非加害

保護者を「性的虐待を行っていない保護者」と捉えて論を構成している。しかし、児童相談所で対応している性的虐待事案は、治療の場で出会う（治療的支援の場に参加する）ようなケースのみではないことも事実であり、その現状を一定知るために、筆者らの児童相談所における調査研究結果を次に示す。

### 3 筆者らの調査からみる非加害保護者の姿と、非加害保護者支援の重要性

第Ⅱ章に概要を示している平成26年度調査は、全国の児童相談所における非加害保護者・家族支援の現状や支援者の認識を把握したものである。筆者らはそれ以前に、児童相談所における性的虐待事案の子どもと非加害保護者に係る事例調査等を行ってきており、ここでは、そこから見える非加害保護者の姿と、被害を受けた子どもとの関係、さらに非加害保護者の支援ニーズについて整理していく。

#### (1) 2007～2009年度厚生労働科学研究「子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究（主任研究者 高橋重宏）」

上記研究の一環として筆者らが行った、大阪・静岡・岡山の児童相談所が平成19年度に対応した性的虐待事例のうち「担当者が一定期間支援した81事例の調査」結果の一部、非加害保護者の姿および親子の関係性に関わる部分を示す。

##### 1) 初期対応時点及び一定期間支援した後の非加害保護者の姿

- ①性的虐待事実を知った後の「性的虐待を行っていない保護者の初期反応」は、無回答を省いた57例中、「子どもを守る（29.8%）」、「放置・黙認・否認・責める（42.1%）」、「困惑・動けない（28.1%）」であった。
- ②「児童相談所の介入後、担当者が一定期間関わった後の非加害保護者の態度」は、「守る姿勢を貫く（36.8%）」、「守る姿勢に転じた（33.8%）」、「拒否・一貫して守れない（29.8%）」であった。

この調査における「守れる/守れない」は、一定の共通アセスメント項目を用いているのではなく、また関わった期間を限定していない、などの調査の限界性はあるが、ここからは、虐待事実を知った非加害保護者は児童相談所の対応により、子どもを守る姿勢に変化する人がいることを示している。すなわち、初期対応時点では、非加害保護者は大別して、「子どもを守る姿勢のある群」と「子どもを守る姿勢が不十分・あるいは守れない群」に分けられ、後者は一定期間支援すると、「子どもを守る姿勢に転じる」群と、「守れない」群に分かれている。

児童相談所における実際の動きに関しては、第Ⅲ章で具体的に記述し、また初期対応時点における非加害保護者のアセスメントについては、第Ⅳ章で記述するため、ここでは大きな流れの中での、上記結果が示唆することを述べる。

児童相談所の臨床現場では、まずは子どもの安全確保が優先され、その際に重要な対応過程は、「非加害保護者の子どもを守る力」のアセスメントである。他の保護的リソースの有無や子どもの意向も確かめながら実際の援助が決定されるが、その際、上記結果は、介入初期の非加害保護者の反応のみで評価するのではなく、関わっていく経過の中で非加害保護者の態度や行動等を把握し、アセスメントを見直しながら、対応・支援する姿勢が重要であることを示している。

## 2) 「児童相談所の支援に対する子どもの意向」と「非加害保護者の姿勢」

実際の臨床現場では、「性的虐待事実が発覚した初期から一貫して子どもの言うことを信じ守る」保護者は、「子どもを守れる」保護者と判断され、在宅支援、あるいは母子生活支援施設等での支援の枠組みになる。また、「初期から徹底して子どもを責める/拒否する」保護者の場合は、子どもは家庭分離の対象となる。児童相談所の判断が難しく、子どもにとっても混乱が激しく親に対する気持ちの整理に時間が必要なのは「一貫して守れない」保護者の場合である。

上記調査からは、「子どもを守る」姿勢が一貫しており、子どもがその保護者と情緒的な繋がりがある場合、子どもの意向は「加害者がいなければ家に帰りたい」であったが、「子どもと加害者間で気持ちが揺れ、現実的には子どもを一貫して守れる姿勢ではない」場合、子どもは「加害者がいても家族と暮らしたい」との意向が多い結果があり、子どもの安全確保と支援を考える際に、大きな課題となっていた。この「非加害保護者の姿勢が一貫しない」場合は、配偶者間DVがある場合や、明らかなDVとしては把握されていなくとも配偶者間の関係性が「支配・被支配」の構造であることが多いという結果であった。

調査からは、「一貫して守れない」保護者に対する支援について、有効なアプローチの方法の確立や支援に要する時間、そして機関連携の在り方なども課題となっており、その視点は26年度質問紙調査や、26・27年度の聞き取り調査の項目に活かされている。

また、支援の実際については、ガイドブック第V章に、非加害保護者自身への支援（DV事案を中心に）と機関連携の在り方としてまとめている。

### (2) 2008～2010年度大阪府すこやか家族再生応援事業

上記事業で、筆者らは、介入・処遇検討がはかられる性的虐待事例の非加害保護者へのかかわりの中で、①処遇決定前、②処遇決定後の一定期間（1～2ヶ月）後、③入所施設を退所する時点の3時点における、非加害保護者の心理的支援ニーズを把握した。

その結果、介入初期は、ケースワーク的支援が必須で重要であり、またこのアプローチが心理的支援となっていることが確認された。非加害保護者が、自分自身の課題に向き合うためには、まずは起こっていることにどのように対処していくのか、という当面の課題に見通しがつくことが必要で、その後、自分自身及び加害者との関係に係る内容に向き合う時期が出てくると考える。その流れを踏まえた上で、上記事業の一環として行った非加害保護者との面接から把握された各時期の非加害保護者の支援ニーズを整理すると、次のとおりであった。

- ①処遇決定前は、今回の出来事（性的虐待）をどのように捉えたらよいか、性的虐待は子どもの将来にどのような影響を与えるか、子どもにどのように接すればいいのか、がニーズとして把握された。
- ②処遇決定後の早い期間では、自分の気持ちの整理、子どもの状態の理解とそれへの対応法、子どもの将来への虐待の影響、今回の出来事をきょうだいにどのように伝えたらよいか、（施設入所した場合）将来子どもの引き取りに備えて何をすればいいか、などであった。
- ③（施設退所を控えた）時期は、被害を受けた子どもへの接し方、きょうだいと被害を受けた子どもとの関係に関する事、引き取りにあたっての家庭環境の整備、学校にはどのように伝えたらよいか、などであった。

実際の臨床では、子どもと非加害保護者のニーズを把握しながら、子どもの安全をアセスメントし支援計画を立てていくことになるが、その場合、非加害保護者のニーズを理解しながら支援していく姿勢は、保護者自身をエンパワーするという側面から重要である。

## 4 支援にあたって、おさえておくべき視点

### (1) 「ネグレクト」を巡って

「ネグレクト」については第V章で詳細に述べられるが、ここでは、児童虐待防止法との関連での整理を行う。

「家庭内で性的虐待が行われていて、性的虐待に加担していないとしても、子どもを守れていない」場合は、児童虐待防止法においては、非加害保護者は「ネグレクト」と判断される。この中には、「性的虐待行為を行っていないが、事実を知りながら放置していた」場合や、「非加害保護者自身のメンタルヘルスの課題などにより守る行動をとれない」場合、加えて「気づけなかった」と表現される場合がある。前2者の場合は、「ネグレクト」との判断に異論はないと思われるが、「気づきの有無」は、「子どもの安全に関するアセスメント」としては重要な観点であり、そのことが客観的な情報に基づいて判断できる場合は問題はないが、しかし客観的な情報がない場合は、2-2)で紹介した英国の論議と同様に複雑な難しさがある。

また、「ネグレクト」と判断した場合の支援者の構え（感情）としては、支援者が非加害保護者に対して、あきらめやネガティブな感情を持つ傾向も考えられ、その場合は非加害保護者を「第二の被害者」として中立的・共感的に向き合うことが難しくなる。支援者のこのような構え（感情）は、支援機関に対する非加害保護者の姿勢に影響し、さらに被害を受けた子どもが保護者に向ける感情にも影響するため、注意が必要である。

一方、『(消極的)ネグレクト』であるからこそ、積極的に支援対象とする必要がある」との枠組みで支援を行うとの観点もあり、このことは「ネグレクトの判断を支援対象としての関わりを強くもつために用いるという発想の転換」を示している。今後の実践上、重要な視点であるが、現時点ではこの発想はまだ多くはないと思われ、今後の検討課題と考える。

### (2) アセスメント

第IV章では、アセスメントに関する基本的な考え方、及び性的虐待の非加害保護者の理解と支援に向けたアセスメントについて述べられており、第III章と第V章では、対応と支援経過の中でのアセスメントの実際について述べている。詳細は各章で述べられるが、ここでは大きな枠組みの中の、個人および家族をアセスメントする際の留意点について触れておきたい。

「家庭内性的虐待事案における、子どもと家族への支援」という軸で考える際、性的虐待事案と他の虐待事案との違いはどこにあるのだろうか。その際におさえておくことは、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」で示されているように、「家庭内性的虐待事案では、加害者の排除を前提に子どもと非加害保護者への支援を軸に考える」という点にあり、そこが他の虐待事案における家族支援とは異なってくる。

したがってその文脈から、非加害保護者の保護者機能についてのアセスメントについてみていくと、第一に「子どもの安全を守る」機能についてのアセスメントがあり、第二に「(被害を受けた)子どもをケアし育てる」機能についてのアセスメントがある。

「安全を守る」機能のアセスメントの際に必要な、社会的な状況や、加害者が虐待を認めているか、加害者と非加害保護者との関係性、非加害保護者の心身の状況などは、他の虐待でも重要な軸であるが、性的虐待の場合は加害者と非加害保護者との関係性の軸、すなわち「非加害保護者が加害者を排除できるかというリスクアセスメント」の視点が必要になる。

また「(被害を受けた)子どもをケアし育てる」機能のアセスメントの際には、非加害保護者自身の課題のみではなくストレングスにも焦点をあてるという事は、他の虐待事案への支援と同様に重要な視点である。加えて性的虐待の場合には「被害を受けた子どもをケアし育てる」という側面に影響を与えうる要因として、非加害親（母）と被害児童（娘）との間に存在する心理的な葛藤

(殊に加害者が父親的存在で被害児が思春期女兒の場合) や、非加害保護者自身の喪失感・(虐待を防げなかった) 自責感・罪の意識、無力感 (Bentovim, A., 2007)、さらに心身の状態などのアセスメントも重要となる。

実践上、対応や支援のアセスメントに際してはいくつかのポイントがあり、第Ⅲ章、第Ⅳ章で述べられるが、ここではその視点の一部を紹介する。

「非加害保護者が子どもを守る力」の初期対応時のアセスメントのポイントとして、例えば「性的虐待事実が発見・発覚した時の非加害保護者の反応」や、「発見・発覚までの持続期間」、「子どもが非加害保護者についてどのように語るのか」などがあり、ついで非加害保護者が「最初の混乱や、支援に抵抗している状態から、どのように子どもを守る姿勢に変わっていくのか」という点などがある。また、継続して支援していく際に注意を要するのは、「子どもを守る行動をとった場合にも、両者の間には葛藤が存在する可能性がある」ことを理解しておくことや、「いったん離別を決心した後にも揺れる非加害保護者」の心理の理解などがある。さらに「きょうだいの気持ちに対する理解とアセスメント」も重要な観点である。

また中長期的な観点として、施設入所後のマネジメントや支援に際するアセスメントの実際については第Ⅲ章で採り上げている。

### (3) 支援にあたって

#### 1) 支援ニーズ

支援ニーズには、子どもの支援者としてどのように関われば適切なのか助言がほしいなどの非加害保護者の支援ニーズ、非加害保護者自身が抱える課題への支援ニーズ、子ども自身の支援ニーズがある。

初期、および中期・長期的な支援段階において、支援者はそのことを意識的に把握しながら支援を展開していくことが重要である。

#### 2) 被害を受けた子ども自身の意思尊重の視点

支援に当たっては、被害を受けた子ども自身の意思尊重の視点が不可欠で重要である。その際、支援者が子ども自身の心理を理解していることが大きな意味を持つてくるため、被害を受けた子どもの言葉を聴くという姿勢をもちながら、一方そのことで生じてくる、非加害保護者や加害者に対する支援者の感情を客観的に意識する作業が大切になる。

### (4) 加害者がきょうだいの場合 (家庭内性暴力被害事案) における保護者

加害者がきょうだいである場合の「家庭内性暴力事案」では、保護者は両親 (ひとり親家庭の場合は母親あるいは父親) となり、その対応や支援は、一方の保護者が加害者である場合とは、異なる観点やアプローチが必要である。本ガイドブックでは、一方の保護者が加害者である場合を主として扱っているが、児童相談所においては家庭内性暴力事案も一定数扱っている現状があるため、第Ⅵ章でその理解と支援の概略を扱っている。

## 5 本ガイドブックを利用するにあたって

ガイドブックでは、児童相談所の性的虐待対応における非加害保護者への対応と支援の実際について、第Ⅲ章第1節で扱っており、第2節では「支援に抵抗している状態から子どもを守る姿勢に変わっていった」モデルケースとして、その支援経過についてフローチャートを用いて説明している。加えて第2節では、性的虐待を受けた子どもの被害による影響と子どもの評価を採り上げ、ま

たそこからの回復について、心的トラウマの視点からの心理教育的なアプローチと治療について、支援の一つの方向性として採り上げている。

また、第V章は、非加害保護者の被害者性に焦点をあてた支援として構成し、「いったん別離を決心した後にも揺れる非加害保護者」の例として、DV（配偶者間暴力）が背景にある場合の非加害保護者の理解と支援、さらにDVの理解について採り上げている。

＜備考；被害を受けた子ども自身の理解とケア・治療的支援に関しては、別の研究分担班が「情短版 家庭内性的被害児に関する生活支援・心理ケア・医療ケアなどのガイドライン（試行）」を作成している。またトラウマを受けた子どもへ治療に関しては、現在、他の研究が進められている＞

以上、「非加害保護者支援ガイドブック」を作成する背景、本ガイドブックにおける定義、非加害保護者に対する認識の変遷と支援に与えてきた影響、調査からみる非加害保護者の姿と、子どもへの支援における役割と重要性、非加害保護者への支援にあたっておさえておく視点について、本ガイドブックの立ち位置と方向性を示すために簡単に述べてきた。具体的な内容については、以降の各章で述べていく。

## 第Ⅱ章 平成26年度児童相談所調査結果から見えてきた課題

### 1 調査内容

#### (1) 調査目的

本調査は、より実務的で有効性の高いガイドライン策定のために、児童相談所における性的虐待相談対応や非加害保護者を中心とした家族への対応と支援、配偶者暴力相談支援センター等他機関との連携の実態や対応上の課題を把握することを目的として実施した。

#### (2) 調査期間

2014年10月1日から2014年11月30日

#### (3) 調査対象と調査方法

全国の児童相談所（207か所）を対象に質問紙調査を実施した。回答数は173か所（回収率：83.6%）であった。

調査項目は、「統計について」、「性的虐待相談対応について」、「性的虐待における非加害保護者を中心とした家族への対応と支援について」、「性的虐待相談における初期対応後の支援と機関連携について」、「性的虐待対応におけるDV相談との関連について」である。

以下、調査結果から得られた状況と課題について述べる。

### 2 性的虐待相談の全体的な対応状況について

#### (1) 虐待対応の統計

平成25年度の厚労省の調査（福祉行政報告例）による性的虐待相談は全虐待相談対応件数（73,802件）の2.1%（1,582件）で、平均すると1児童相談所あたり7件となっており、地域差が大きいという実情もあるが、総じて他の虐待に比べて1年間に経験するケースが非常に少なく、対

応のノウハウが蓄積されにくい状況にある。

一方、本調査において把握された家庭内性暴力被害件数は、539件となっており、そのうち、きょうだい間の性暴力への対応件数が149件と27.6%を占めており、対応した事例のうち被害児童又は加害児童のいずれかを一時保護したのは208件（38.6%）、さらにその約半数（95件）が入所に至っており、介入・保護の必要性の高さが伺われた。

性的虐待も家庭内性暴力の問題もまだ潜在的にあると考えられ、対応件数の少ない児童相談所も多く、ノウハウの蓄積が必要な状況にあると考えられる。

## （2）ガイドライン等について

「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版」は〔活用／ある程度活用〕が79.2%と約8割の児童相談所で活用されているが、自治体独自ガイドラインの作成〔作成／ある程度作成〕は19.7%と、2割にも満たない状況となっている。

また、非加害保護者対応ガイドラインを〔作成／ある程度作成〕しているのは27か所に留まっている一方で、〔あまり作成していない／作成していない〕142児童相談所におけるガイドラインの必要度の認識は、9割以上（93%）が〔必要／ある程度必要〕と回答しており、非加害保護者対応ガイドラインへのニーズが高いことが確認された。

## （3）一時保護について

通告受理後の一時保護実施のタイミングについて、複数回答ありで回答を求めたところ、「初期調査後、被害児童の安全確保が必要と判断したとき」が96%となっており、ほとんどの児童相談所が子どもの安全確保が必要と判断したタイミングとしている。次いで、「初期調査後、被害児童が保護を求めたとき」が27.2%となっている。

また、性的虐待相談における一時保護が困難な状況については、「よくある」が35.8%、「ある程度ある」が51.4%となっており、困難な状況がみられている。さらに、「よくある」、「ある程度ある」と回答した151児童相談所のうち、一時保護が困難な理由（複数回答）をみると、「被害児童の抵抗・拒否」が86.1%、が最も多く、次いで「家族の抵抗・拒否」が49%、「虐待事実の確証が持てない」が41.1%となっており、こうした困難な状況への高い対応力が求められる実態も明らかになった。

## 3 非加害保護者を中心とした家族への対応と支援について

### （1）初期対応時点における非加害保護者への対応

初期対応時の非加害保護者との面接は、概ね行われており（常に面接86.7%、時々面接11.6%）、また、虐待者と分離した非加害保護者への個別面接の実施率も92.5%となっている。

しかし、その面接内容については下記に示すように、虐待事実への対応についてはまだ扱いやすいが、非加害保護者自身の心身の状態や被害体験について（とりわけ、DV体験や被虐待歴より、性暴力や性的虐待被害歴）は、初期対応では聞き取りにくい状況となっている。

虐待発覚の受け止め	96%	>	心身の状況	80.9%
虐待者の今後の行動	94.2%		被害状況・被害体験	78.6%
虐待発覚後、どのように対応したか	93.6%			
DV被害の状況	91.2%	>	性暴力被害歴	40.4%
DV被害歴	80.1%		性的虐待被害歴	36.8%
被虐待歴	65.4%			

## (2) 非加害保護者に対する支援について

非加害保護者への支援・指導は94.2%と大部分の児童相談所で実施されており、その後の継続支援も約8割(77.5%)の児童相談所が何らかの形で取り組んでおり、非加害保護者をキーパーソンとして位置付け、支援している状況が明らかになった。

また、非加害保護者と面接で扱う内容として、以下のとおりの12項目について、「面接で扱うべき内容」、「実際に面接で扱っている内容」、「面接で扱うことが難しい内容」として回答を求め、その結果を<子どもを守る姿勢がある群>と、<虐待を認めず子どもを守る姿勢が不十分な群>の2群に分け分析した。

### 非加害保護者と面接で扱う内容(12項目)

- 1 虐待事実の直面化・問題整理
  - ①虐待事実への直面化
  - ②虐待が何故起こったか考えること
  - ③虐待者との関係を見直すこと
  - ④虐待者との対決を考えること
- 2 「子どもの親」としての側面への働きかけ
  - 1) 被害児童への理解と支援
    - ①被害児童が受けた心身の影響等の理解
    - ②被害児童に対する気持ち(3と重複)
    - ③被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること
  - 2) きょうだいへの支援
    - ①被害児童以外の子どもを情緒的にサポートすること
    - ②兄弟の被害を防ぐために必要なことを具体的に考えること
- 3 非加害保護者自身への心理的支援
  - ①非加害保護者自身の気持ち・傷つき等の受け止め
  - ②非加害保護者自身の生活歴・被害状況・被害体験
  - ③非加害保護者自身の心身のケアの大切さ
  - ④被害児童に対する気持ち(3と重複)

調査結果の詳細については、昨年度の報告書に掲載しておりここでは言及しないが、特徴的なものとして1例をあげると、「虐待者との対決を考えること」、「虐待者との関係を見直すこと」について、面接で扱うことが難しい内容という回答が高く、その傾向は<虐待を認めず子どもを守る姿勢が不十分な群>で顕著となっている。

非加害保護者の支援においては、非加害保護者が虐待者との関係の課題についての気づきを促し、エンパワーし、子どもの立場に立って虐待者と対決してゆくプロセスに寄り添いながら支援してゆくといった面接過程が重要である。



このように、本調査結果で得られた面接をする上での様々な課題について、対応力を高め、必要なノウハウ（援助技術）を蓄積してゆくことが必要であると感じられた。

一方、非加害保護者に対する支援が困難な場合の理由として、「虐待者との関係を継続している」（83.8%）、「児童相談所への拒否が強く関わりが困難」（78%）となっており、支援を行う上でのスタートラインに立てない状況があり、どのように支援をすすめていくかが大きな課題である。

#### 4 初期対応後の支援と機関連携

##### (1) 被害児童が施設入所した場合の支援

施設入所後の支援状況としては、児童相談所と施設間で支援計画などの情報共有はほとんどの自治体で（93.6%）行われている。

また、子どもを支援する上で、適切なタイミングで家族状況について説明することが不可欠だが、子どもへの説明の時期は、「家族の状況に変化がみられた時期」が半数以上（54.9%）となっており、家族の状況の変化が、子どもが家族の問題に向き合える一つのタイミングととらえていると思われる。

家族状況に関する説明が困難な状況としては、「子どもが家族を拒否」（61.3%）、「家族が子どもを拒否」（46.3%）、「虐待者が家族と同居」（35.6%）となっている。

また、面会を可能とする条件については、非加害保護者が「虐待事実を認めている」（83.2%）が一番の前提条件で、次いで「子どものせいではないと認識し」（78%）、「子どもの心身への影響を理解し」（72.8%）、「虐待者との関係を絶っている」（60.7%）ことが条件にあげられている。

このように、施設入所児童への中長期的支援に関して、児童相談所と施設が協働で、一定の時期から計画的にすすめる必要がある。

##### (2) 被害児童や非加害保護者を中心とした家族に対する在宅支援

初期対応における非加害保護者・家族等への支援は、児童福祉司が 98.3%と最も多く、次いで児童心理司が 35.8%となっており、一方、被害児童への対応は、児童心理司が 87.9%と最も多く、次いで児童福祉司が 75.1%と協働での対応となっている。

家庭引き取り（一時保護解除・施設退所）後においても、非加害保護者・家族等への支援は、児童福祉司が 96%と最も多く、次いで児童心理司が 36.4%となっており、被害児童への対応は、児童心理司が 89%と最も多く、次いで児童福祉司が 74%、学校教員が 35.3%と、学校教員の存在も大きく、在宅支援を行う上で、教育との連携が不可欠である。

家庭引き取り（一時保護解除・施設退所）後の支援期間は、「半年から2年未満」が 74.6%となっており、一定期間のフォローが続けられている実態が明らかになった。

支援内容として中心的なものは、安全な生活基盤の確保（生活状況の見守り（86.1%）や生活の維持や安定などソーシャルワーク的支援（62.4%））である。非加害保護者には加えて被害児童の今後の問題への理解支援（75.1%）や被害児童の心身の状態の理解支援（69.1%）を働きかけている。さらに子どもには、被害児童に対する心理的な回復支援（76.3%）が行われている。

非加害保護者が、事態の整理をすることへの心理的支援（48%）、被害児童ときょうだいの関係調整を行うことへの支援（40.5%）、バウンダリーのある養育環境を整える支援（37%）も一定取り組まれているが、半数には達しておらず、家族全体、また生活環境も視野に入れた取り組みが必要になると考える。

## 5 性的虐待における DV 相談との関連について

### (1) 性的虐待事例における DV の影響

性的虐待相談の背景に DV がある可能性については、「意識している」が9割(90.2%)となっており、大部分の児童相談所で、性的虐待事例のアセスメント・対応の際に、背景に DV のある可能性が意識されている。

また、性的虐待相談対応事例のうち、DV が背景にある事例の割合(印象)には、「3～5割未満」と「3割未満」がそれぞれ28.3%、「5～7割未満」が21.4%という結果になっており、一方「なし」と回答したのは2.9%のみであった。

### (2) 非加害保護者と DV 加害者であるパートナーとの関係維持の影響等

虐待者でありかつ DV 加害者であるパートナーと離別に至った事例経験が「ある」と回答した98児童相談所のうち、「離別に至らない事例が多い」が約半数(48%)となっている。

さらに、DV が背景にある性的虐待事例のうち対応が困難な理由として、「非加害保護者とパートナーとの関係解消が困難」が91.2%と最も多くなっており、非加害保護者と DV 加害者であるパートナーの関係維持が対応の困難さに影響している実態が明らかになった。次いで、「加害者の影響下における非加害保護者の子どもを守る力のアセスメント」が72.8%となっており、DV 家庭における家族関係(保護者とパートナーの関係×子どもとの関係)を見極める診断力が求められる。

### (3) 児童相談所と DV センター(配偶者暴力相談支援センター)との連携状況

児童相談所と DV センターが併設されている割合は、約2割(20.3%)にとどまっている。

また、児童相談所における非加害保護者が DV 被害者(疑い含む)である場合の対応については、DV の対応に焦点化した関わり工夫がされている。具体的な関わりは、「DV が子どもに与える影響について説明」(87.3%)、「DV 相談機関の情報提供」(80.3%)、「DV のあるパートナーとの離別方法や選択肢があることを説明」(77.5%)、「DV が被害者に与える影響について説明」(40.5%)、「相談機関への同行支援や DV 相談対応者との同席面接」(30.1%)となっている。

### (4) 面前 DV 通告対応

面前 DV 通告は性的虐待に特に特化したものではないが、性的虐待の非加害保護者と加害者との間にも横たわる問題の一つで、子どもへの影響も大きいと、取り上げて調査したものである。

面前 DV 通告対応で、子どもの安全確認や被害状況を把握することが重要であるが、「子どもとの面接」は必ずしも実施されているわけではなく(7割以上実施が38.7%)、間接的な対応となっているものも少なくない。性的虐待を含む虐待被害の把握や今後の支援のためには「子どもとの面接」を必須としてゆくことが必要である。

DV 被害保護者への DV センターへの紹介は、必ずしも実施されているわけではなく(7割以上実施が34.7%)、DV 被害保護者と DV センター職員の面接設定(3割未満実施が79.8%)、DV センターへの同行・同席面接(3割未満実施が86.7%)と低調であり、DV 被害保護者を確実に DV センターにつなぐ対応スキームの確立が必要である。

DV センターが相談を受けた DV 被害者に子どもがいる場合の児童相談所への通告についての DV センターと児童相談所間のルールについては、事例の状況に応じて通告されていることが多く(61.8%)、ほとんどルール化されていない実態も明らかになっており、ルール化をどうしていくのかということが今後の課題である。

### 第三章 児童相談所の性的虐待対応における非加害保護者への対応と支援

#### Ⅲ-1 児童相談所の性的虐待対応における非加害保護者への対応と支援

国の「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」では、「性的虐待は被害者の親密性や愛着にかかわる安全感や自己評価、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与え、神経学的にも損傷を生じることが指摘されている。心身のダメージは後の人生における各段階において、繰り返し、心的外傷性のダメージを持続的に与え続ける。そのために被害者の成長・発達、対人関係、社会適応や人格成熟へのダメージが極めて深刻である。」と示している。

児童相談所においては、性的虐待を重篤な虐待としてとらえ、疑いが強い場合には速やかに子どもの安全を確保し、加害者のいる生活環境から分離して詳細な調査を開始することが原則であり、職権による緊急の一時保護（調査保護）を行う。保護者の意に反する一時保護は、しばしば、子どもの安全と被害回復支援の重要な協力者となりうる非加害保護者の、児童相談所に対する反発や子どもとの関係悪化を生むこととなる。児童相談所が介入的に関わりを開始したとしても、一貫して、非加害保護者の立場や状況を理解し、支援の視点を持って対応することによって、非加害保護者が被害児童への支援者に変容する可能性がある。

本章では、児童相談所における性的虐待対応フロー図（図1）に沿って、対応の各段階における非加害保護者の状況及び児童相談所の非加害保護者に対する支援のポイントや具体的な内容を示す。

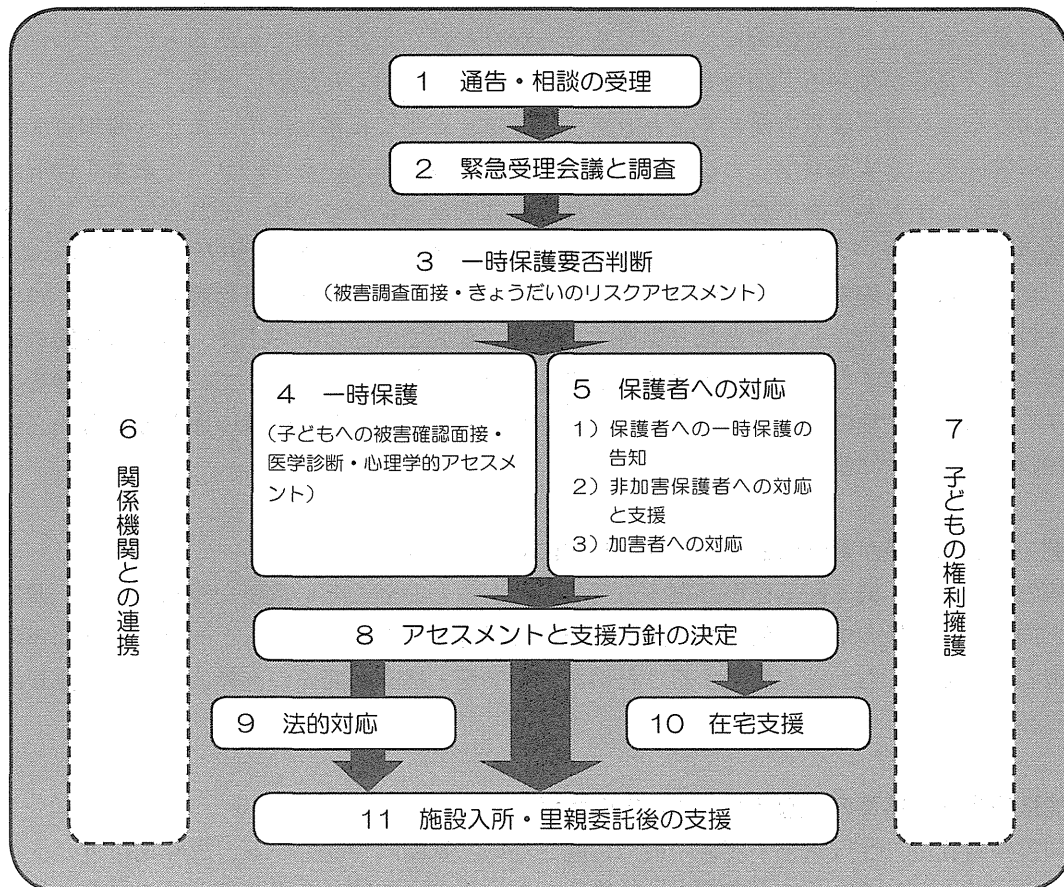


図1 児童相談所における性的虐待対応フロー図

## 1 虐待通告・相談の受理

性的虐待は、①子ども本人からの相談、②保護者からの相談、③関係機関からの通告・相談、④近隣、親族からの相談・通告、⑤直接子どもに関わる人からの相談・通告により、発覚することとなる。その中でも、保護者からの相談は、非加害保護者であることが多く、その対応には初期よりさまざまな配慮が必要となる。

### 非加害保護者への支援の視点

#### ○自ら相談できる非加害保護者でさえショックを受け混乱していることを理解する

非加害保護者からの相談の内容は客観的な事実が認められている相談が多い。相談の中心は、「私はどう対応したらよいか」という保護者の対応上の悩みである。非加害保護者のショックを受け止め、相談援助関係を築き、子どもへの支援の役割を非加害者自身に知ってもらうことは極めて重要である。その前提として、子どもの安全確保と子ども自身からの正確な情報の把握を行うために、非加害保護者の協力を得る必要がある。

非加害保護者からの相談の場合、子どもからの告白、家庭内での虐待現場の目撃、加害者からの虐待行為をうかがわせる事実の発見などを通して、驚き、混乱したまま来所することが多い。加害者が、非加害保護者のパートナーの場合、非加害保護者は、加害者と子どもの両者に隠され、裏切られた「被害者」であると同時に、わが子を守らなければならない親でもあるという2つの側面を持っており、葛藤が生じる。加害者が、知人等であっても類似した状況になる。

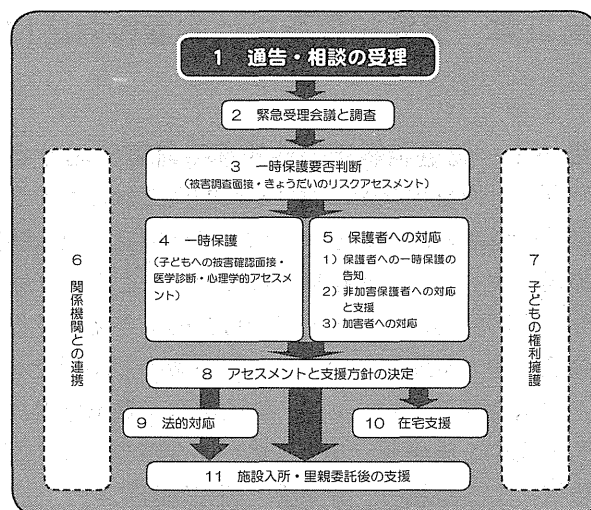
このような非加害保護者の驚きやショック、怒りは、正当で正常な反応である。非加害保護者への対応において、まず重要なことは、保護者も傷つき、混乱しているということをよく理解しておくことである。子どもの身に起こったかもしれない性的被害については、それを信じたくない、事実を受け入れたくないという気持ち、また、なぜもっと早く自分に打ち明けてくれなかったのか、といった気持ちにも理解を示す。同時に、子どもの安全のために、非加害保護者が心配して相談したことは極めて適切で正しいことだと支持することが重要である。その上で、被加害保護者が把握した情報を正確に聴き取る。非加害保護者との面接時の有効なツールとして、非加害保護者のための冊子を用意して初期段階から提供できるようにしておき、非加害保護者の重要性を含め必要に応じて確認できるように情報提供を行う。

#### ○支配・被支配関係が背景にある可能性を念頭におく

家族内で、支配・被支配関係が存在する可能性があるということも重要な視点である。非加害保護者と加害者の関係の中に支配・被支配関係がある場合、子どもへの介入と同時に、非加害保護者と加害者との関係にも大きく影響することがある。支配・被支配関係の有無についても注意深く聴取する必要がある。

#### ○非加害保護者の養育の不適切さについての指導

非加害保護者が、性行為を子どもの前でも隠さない、家庭内で裸でいる、思春期に近い子どもとパートナーが入浴している、思春期に近い異性のきょうだいを同じ部屋で寝かせるなどの状況について、不自然に思わない場合、保護者自身の養育に対する考えや態度が性的虐待の起因に影響して



いる場合があるが、その多くは、当事者である非加害保護者はその不適切さを自覚していない。そのため、非加害保護者の養育に問題があると思われる場合であっても、まずは家庭状況等を詳細に把握するよう努め、いきなり保護者の養育に対する考えや態度を指摘し、非難しない。

## 2 緊急受理会議と調査

緊急受理会議において、通告内容の確認、調査と保護の判断のためにかかる時間・場所の確認、調査と安全確認のための対応分担決定、同性のきょうだいの有無と所在確認、調査・保護の判断手順と実施手順の確認等を協議することとなる。

調査時点の非加害保護者の支援においては、次の視点が考えられる。

### 非加害保護者への支援の視点

#### ○不適切養育についての確認・把握

性的虐待だけではなく、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待も同時に起こっている可能性もある。そのことが、子どもの被害を防げず、発見が遅れるなどの背景要因になっていることもある。

#### ○相談・通告内容と照合できる周辺情報の確認

たとえば、非加害保護者の勤務時間等を確認することにより、子どもが話す被害の時間帯と照合し、非加害保護者が性的虐待に本当に気づかなかったことを裏付けるなど、非加害保護者の性的虐待への関与の有無を調査することができる。非加害保護者のアセスメントに客観的な事実確認は不可欠である。

#### ○加害者、非加害保護者の生育歴等の調査

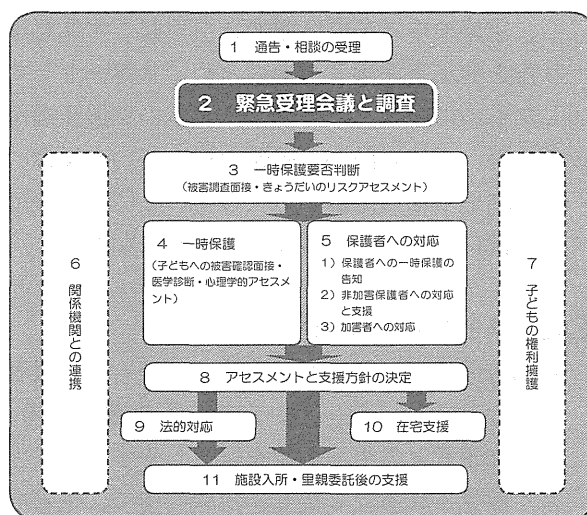
生活保護受給中の場合は生活保護担当課から、精神科等医療機関に通院中の場合は医療機関から、保護者の生育歴等の調査に協力を求めることにより、家族背景を理解することができる。非加害保護者に性的虐待や性暴力の被害体験があり、保護者自身がそのダメージの影響を大きく受けており、子どもの性的虐待被害を防げなかったという事案もある。

#### ○経済的問題への支援

非加害保護者が就労していないなど加害者であるパートナーに経済的に依存している場合、子どもの生活環境から加害者を排除することが困難な事例が多い。非加害保護者に対する経済的な生活の見通し、支援について情報提供する必要がある。

#### ○家族間の支配・被支配関係の存在の有無

日本では、加害者と疑われる人物を生活環境から法的に排除することが原則的に行われない。多くの場合は、被害を受けた子どもが保護され、家庭から分離されるが、加害者は家族のもとに残ることとなる。その中で、支配・被支配関係がある場合は、非加害保護者は、発覚当初子どもの話を信じることができたとしても、加害者との支配関係の中で、非加害保護者と加害者との関係解消、非加害保護者が被害児童を守る行動を実行に移すことに時間がかかる事案がある。



### ○非加害保護者と子どもの関係性

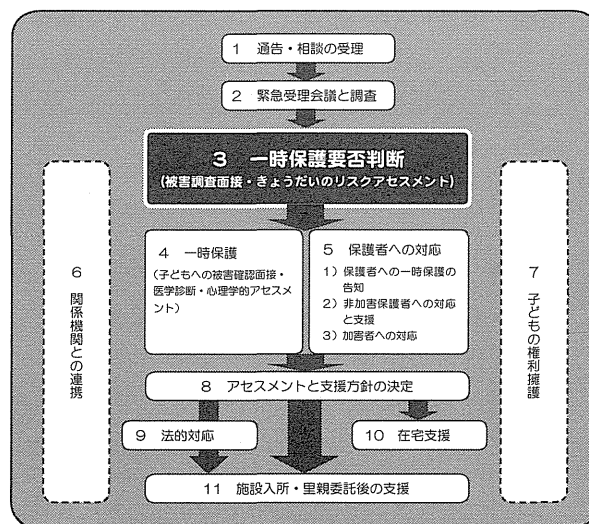
非加害保護者が、虐待の事実を知り、子どもを守る立場に立ったとしても、被害を受けた子どもは、非加害保護者との関係に複雑な感情を持つことが多い。子どもは、怒り、憎しみ、憐み、憤り、自分を守ってくれなかった非加害保護者に対する裏切り感、虐待の秘密を抱え、秘密を明かし、家族の中に苦悩と激変を引き起こす罪悪感と自己非難が混乱する状況が生じる。そのような状況を非加害保護者が受けとめ、サポートしてくれれば、非加害保護者と子どもの関係性は安定したものになり、将来的な子どもの支援経過が良好となる。しかし、非加害保護者と子どもの関係性が、虐待以前から課題を抱えている場合、虐待の事実を知り混乱状態に陥っている非加害保護者にさらなる混乱をもたらすことになるので、非加害保護者と子どもの関係性がさらに危機的な状況になり、子どもの予後が悪くなる。

### ○誰が子どもを守れるか

非加害保護者以外にも親族等が子どもの支援者になりえないか、また、非加害保護者の支援に親族がなりえないか、という視点も重要である。非加害保護者は経済的不安や家族の離散をおそれ、加害者との生活継続を選択しやすく、子どもの被害についても徐々に懐疑的となる事案が数多く散見される。しかし、親族の中で、子どもを信じ守る立場にある人がいるなら、その人の影響やサポートにより、非加害保護者が、加害者を排除し、子どもを守る姿勢を持つことができる場合もある。非加害保護者を精神的にも経済的にもサポートするような存在がいることが、将来的には子どもへの支援に繋がることになる。

### 3 一時保護の要否判断（被害調査面接、きょうだいのリスクアセスメント）

性的虐待においては、子どもが何らかの性的な被害を受けている可能性があれば、原則、加害者との分離した上での調査が大原則である。虐待者からの接触を遮断した状況で子どもを守れる状況にすでにある場合以外は、子どもの安全確保と必要な調査を実施のために行う緊急一時保護の判断が重要となる。他にもきょうだいがいる場合、そのきょうだいについてもリスク判断、調査保護の必要性、対応の検討を合わせて行うこととなる。



### 非加害保護者への支援の視点

#### ○一時保護の要否の判断

一時保護の要否とともに、調査の結果から、非加害保護者へのアプローチを決定する。初回のアプローチは、その後の非加害保護者への支援に影響を及ぼすため、いつ、どのようなアプローチをするかを検討しておくことは重要である。

非加害保護者へのアプローチの中で、件数は少ないが、初期より非加害保護者と子どもと一緒に避難させる場合もあるが、次の視点で非加害保護者をアセスメントした上で、慎重に検討することが必要である。

①非加害保護者が、子どもの被害を信じ、子どもを加害者に接触させないための行動をとることができること。

非加害保護者が冷静に、加害者から子どもを分離することができる環境を準備し、子どもの安全の確保とその間の調査への協力を非加害保護者に任せられるかである。

非加害保護者が、虐待事実を知りショックを受け、動揺が激しい状態では、難しい。また、非加害保護者の就労やきょうだいへの配慮があり、行動に移すまでには至らない場合もあることも念頭に置いておくことも必要である。

②非加害保護者が、加害者と支配・被支配関係がないこと。

非加害保護者と加害者が、加害者と支配・被支配関係にある場合、加害者からの反論等があった場合、加害者から子どもを守る姿勢が揺らいだり、非加害保護者の葛藤に子どもを巻き込む可能性が高くなる。

③非加害保護者自身が性暴力被害の経験がない、または治療がなされていること。

非加害保護者自身が性暴力被害の経験がありその治療がなされていない場合は、非加害保護者に起こる葛藤、動揺、加害者への激しい怒りや事実そのものへの強い嫌悪感、拒否感等が、子どもに向けられる可能性がある。

①～③を満たしていれば、非加害保護者が物理的にも心理的にも加害者から子どもを守ることができるかと判断することができる。しかし、①を満たしていたとしても、②か③のどちらかにリスクがある場合は、一時的に非加害保護者と子どもを分離した一時保護を実施し、非加害保護者が子どもを守れるかどうか十分にアセスメントした上で、子どもの安全確保の視点で一緒に避難させることができるかどうかを検討する必要がある。

どの場合にしても、大前提は、子どもの安全な保護と調査の実施であり、非加害保護者のアセスメントが十分でない場合は、子どもを分離する一時保護を実施することが多い。

○初期の被害確認面接で聴取しておきたい内容

①非加害保護者は、虐待事実を知っていたのか。

非加害保護者が、子どもからの告白や何らかの現場を目撃し、性的虐待に気が付いていたり、疑っている場合もある。その上で、非加害保護者がどのような対応をとったのかは、非加害保護者が子どもを守れるかどうかのアセスメントの一つになり、今後の非加害保護者へのアプローチを考える中で必要な情報である。考えられる非加害保護者の行動は、事実を知ってはいるものの何の対策も講じない黙認、見間違いや嘘であるとし何の対策も講じない否認、打ち明けた子どもに対して嘘をついていると怒ったり、子どもに非があると責める攻撃等がある。

②子どもが非加害保護者のことをどのように受け止めているのか、どう表現するのか。

子どもが、非加害保護者を子ども自身を守ってくれる存在と見なしているか、非加害保護者を加害者と同調し子ども自身守ってくれない存在と見なしているかで、子どもが語る非加害保護者に対する評価は異なる。子どもが語る非加害保護者像は、今までの非加害保護者と子どもの関係性を示すものであり、また、エピソードが、非加害保護者が虐待状況を把握していたか、その後どう対応したかにも繋がる情報である。

#### 4 一時保護（子どもへの被害確認面接、医学診断、心理学的アセスメント）

子どもを一時保護したら、まず子どもの分離保護のショックを受け止め、安全・安心の実感を保障し、その上で性的虐待、および一般的な虐待被害の調査（身体医学診察、法的な被害事実確認面接、心理診断評価、精神医学的評価、行動観察等）を行って、以後の援助を進める基礎とする。

#### 非加害保護者への支援の視点

##### ○子どもの非加害保護者への思いを伝える

一時保護による加害者との分離による安全が実感されると、子どもからさらなる被害事実や、家族への思いが克明に語られることがある。

一時保護中には、子どもの非加害保護者への思いを聞き、非加害保護者へ伝え、その反応を子どもに伝えるということを繰り返す。性的虐待の被害にあった子どもは、一時保護後時間が経過する中で、非加害保護者へ複雑な思いを持つ。子どもは、怒り、憎しみ、痛み、憤り、自分を守ってくれなかった非加害保護者に対する裏切り感、虐待の秘密を抱え、秘密を明かし、家族の中に苦悩と激変を引き起こす罪悪感と自己非難など混乱する状況が生じる。そういった子どもの思いを非加害保護者との面接の中で取り扱い、非加害保護者の反応を見ながら、非加害保護者の変化をアセスメントしていくことになる。

#### 5 保護者への対応

子どもの一時保護後、子どもへの対応と並行して保護者とのやりとりが始まる。

再発防止についてアセスメントや支援を検討するためには、一時保護告知の面接に加え、その後も複数回、保護者と面接等を実施することとなる。

以下、一時保護告知の時点とそれ以降の非加害保護者、加害者とのやりとりに分けて非加害保護者への支援の視点を示す。

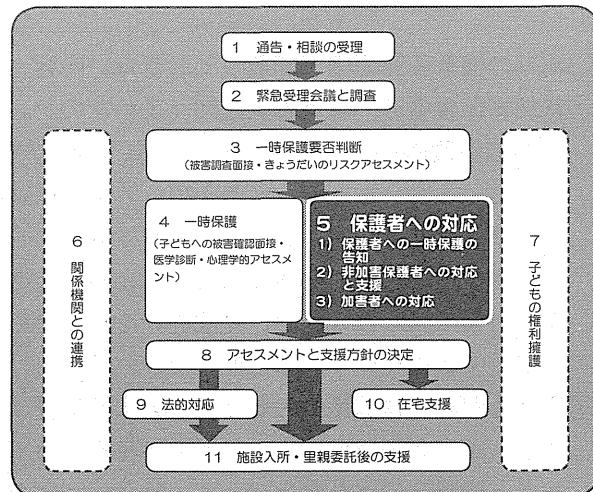
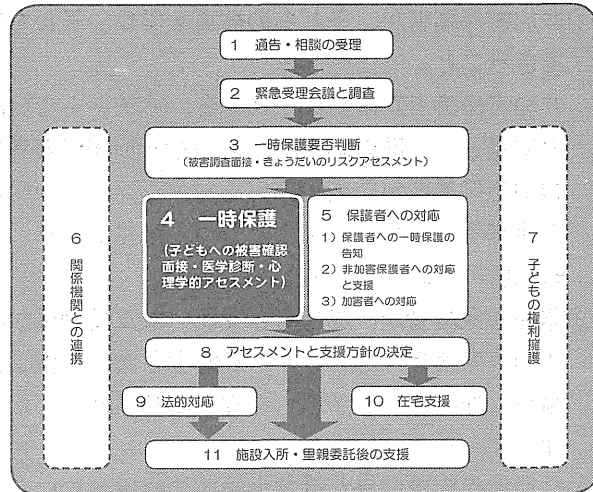
##### (1) 保護者への一時保護の告知

#### 非加害保護者への支援の視点

##### ○非加害保護者との単独面接を設定する

保護者に対する一時保護の告知の面接は、両親等同席で実施する場合やそれぞれ個別に実施する場合など虐待内容や状況に応じて設定することになる。

しかし、非加害保護者に対するアセスメントや支援を考慮した場合、初期対応時点で非加害保護者のDV被害が疑われる場合はもちろん、性的虐待が発生する背景にDV問題が潜在している事例は多いことから、DV問題が表面化していなくとも、できるだけ早い段階で加害を疑われる人物とは分離した形で面接を設定することが重要である。





### ○非加害保護者のショックや感情を受け止める

非加害保護者が置かれている状況はさまざまで子どもの虐待状況をどの程度感じたり知ったりしていたのか、また全く知らなかった場合には、どのように知りえない立場に置かれていたか、加害者や子どもの言動を疑ったりしたことがあるか、事実を知った時のショックや感情について丁寧に状況を聴くことが必要である。

### ○今後のプロセスを丁寧に説明する

非加害保護者の多くは子どもの一時保護を受け混乱した状況に置かれている。これから何が行われるのか、一定の見通しを伝えることは非加害保護者にとって気持ちを落ち着かせる一助となる。

今回の一時保護は調査保護であり、この間に子どもから話を聞いたり、婦人科受診をはじめとする身体医学診断を行ったり、心理学的アセスメントを行ったりして今後の方針を伝えることになる等、今後の具体的なプロセス、手続きについて丁寧に説明しておくことで、例えば婦人科受診の同意を得る等、保護者として協力が必要な場面について理解を得やすい状況にもつながる。

#### 非加害保護者対応の工夫例

非加害保護者が子どもを再被害から守ろうと積極的に動く可能性が高い場合、あるいは既に非加害保護者が子どもを守ろうと動いた場合、一時保護する前に非加害保護者と子どもの面会を行う場合がある。

また、非加害保護者が子どもを守ろうとしているのか不明な場合においても、非加害保護者に何も伝えないまま子どもを保護したことへの怒りが根底に残り、児童相談所と信頼関係が築けない事例も多いことから、子どもの一時保護を前提とした上で、先に非加害保護者へ一時保護する旨を告知した後に子どもの移送を開始するという工夫も実際とられているところである。(この場合、非加害保護者に子どもと面会させていない。)

いずれの場合においても、一時保護の告知によって、非加害保護者に強い不安や、児童相談所に対する反発や抵抗が起こる可能性は十分に踏まえておく必要がある。

## (2) 非加害保護者への支援と対応

### 非加害保護者への支援の視点

#### ○「非加害保護者は第二の被害者であり、支援を必要とする」という視点

非加害保護者との個別面接においては、非加害保護者と加害保護者との関係(DVの有無)や被害歴、非加害保護者を支援する公的機関・親族・友人関係の有無などについて丁寧に聴き取るなど非加害保護者の支援ニーズに焦点を当てた面接を行う必要がある。ただし、非加害保護者が当初から自身の被害性や支援の必要性を感じている事案ばかりではなく、継続的な関わりの中で徐々に明らかになってくる場合もあり、その際には非加害保護者に対し自身が「第二の被害者」であるという理解を促すことが重要である。

#### ○子どもへの支援の方向づけ～非加害保護者だからできることについて理解を促す

非加害保護者は、子どもの今後の支援における予後に最も影響力のある人物である。非加害保護者が子どもの被害の訴えを信じ、子どもの援助者となる場合、子どもは最も有力な支援を得るこ

とになる。

したがって非加害保護者に対しては「あなたへのメッセージ 親だからできること」など、非加害保護者が性的虐待の複雑な課題と子どもに与える影響などを理解するための冊子・印刷物を用意して初期段階から提供し、面接を行う。印刷物を活用することで、非加害保護者が、自身が行う子どもへのサポートの重要性を含め、必要な時に繰り返し内容を確認できることは有効である。

### ○非加害保護者と子どもとの接触

非加害保護者と子どもとの直接の接触はすぐには設定出来ないことが多く、そのことから対立や駆け引きが生じて関係がこじれることもある。非加害保護者に対しては粘り強く接触を続け、説明と説得、支援を継続させることが重要である。重要な観点は、非加害保護者自身の傷つきへの配慮と、子どもの安全に関する心配の共有である。

非加害保護者が性的虐待の疑いや子どもの告白内容に不信感を表明し、子どもの告白に否定的な態度をとる場合には、よほど子どもの側の確信の強さとサポート体制が確保されていない限り、調査段階での子どもとの接触は制限せざるを得ない。

また、初期の事実調査が一応の完了をみた場合でも、非加害保護者が事態をある程度冷静に考えられるようになり、自分の感情を一時的にも留保して、子どもの立場から事態を考えられるようになることが面会設定の基本要件である。

非加害保護者が子どもの性的虐待の発覚を受け止めきれずに混乱している状態では、子どもの安全を保障する面会設定は困難である。

非加害保護者へのサポートとしては、保護者の反応が、子どもへの感情的な非難や質問、すなわち「なぜ黙っていたのか」「どうしてもっと早く言わなかったのか」「私のことをどう思っているのか」等々の思いや怒りとなってわき出てくることが、保護者の感情としては自然な反応であること、しかしまた被害に遭った子どもにおいては、望まない事態に引きずり込まれ、心と体を支配され、侵害された状況があることを非加害保護者に説明することが必要である。

面会接触は子ども、非加害保護者へのサポート体制にも大きな影響を与える。子どもと非加害保護者の接触開始が子どもへの重要な支援の開始になることが望ましいが、現実には親子が決裂して子どもが家族からの離脱を決意せざるを得なくなることもある。面会の前後は特に双方のサポートが重要となる。

状況に応じて面会接触ではなく手紙での交流を検討することもあるが、その場合においても非加害保護者が子どもの立場から事態を考えられるようになることが基本要件である。

## (3) 加害者への対応

### 非加害保護者への支援の視点

#### ○加害者と非加害保護者との関係性をみる

一時保護の告知などの面接場面で、加害保護者と非加害保護者が同席の場合、非加害保護者が加害保護者に支配され、望まない意思表示をせざるを得ない状況も見られる。加害者と非加害保護者が一緒に来所した際や、同席面接時の様子等から加害保護者と非加害保護者の関係性について注意深く観察する必要がある。

#### ○加害者の言い分について解説する

非加害保護者との面接において、子どもへの虐待行為について加害者が児童相談所に対しどのように語っているのか、またそれを児童相談所としてはどのように受け止めているのか等について

状況に応じて非加害保護者に説明していく中で、最初は子どもの告白に対し不信感を表明したり、否定的だったりする非加害保護者が次第に子どもの立場から事態を理解しようとする態度に変わっていく場合があり、先に挙げた非加害保護者への支援と組み合わせる形で伝えていくことが重要である。

## 6 関係機関との連携（調査、情報共有における留意点）

関係機関への調査・連絡の際は、情報管理について、他の虐待と同様、徹底しておく必要があるが、特に性的虐待に関する情報はセンシティブな情報であり、情報共有する関係機関の職員を限定するなど慎重な対応が必要である。

### 非加害保護者への支援の視点

#### ○家族関係にかかる周辺情報を得る

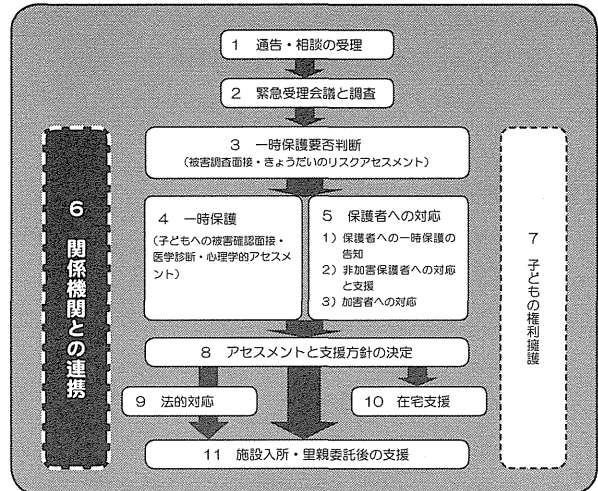
子どものこれまでの生活場面での様子、更なる被害の情報があるか、加害者や非加害保護者がどのような生活史と背景を持っているか、家族にDV問題歴は無いのか、子どもを守れる人は誰であるのか等を調査・把握し、その後の対応に役立てる。特に被害開始時期の開示があった場合には、同時期の子どもの様子や行動像に変化や被害の兆候が見られなかったか、家族状況の変化が無かったかなどについて客観的情報が把握できるか調査する。

#### ○非加害保護者支援の視点を共有すること

特に非加害保護者の支援を担う機関に対しては、性的虐待における非加害保護者は重要なキーパーソンであることや非加害保護者が被害者としてダメージを受けている等の基本的理解を促し、非加害保護者に寄り添った支援につなげる。

#### ○子どもや非加害保護者への対応・支援のプロセスについて適宜伝えておく

子どもや非加害保護者の支援にとって関係機関のかかわりは重要である。しかしながら関係機関にとっては特に一時保護後の支援の状況はわかりにくいいため、児童相談所から適宜状況を伝えておくことで非加害保護者が支援につながりやすい状況をつくっておく。



## 7 子どもの権利擁護

### (子どもの意思尊重の視点)

多くの子どもが最も気にするのは、非加害保護者との関係であり、非加害保護者の動向である。非加害保護者側へのサポートが重要であるが、同時に子どもの側の感情のサポート、矛盾し、混乱する様々な気持ちをそのままに受け止めるサポートも重要である。

### 非加害保護者への支援の視点

#### ○子どもの安全の責任者としての

##### 非加害保護者

非加害保護者は子どもの安全の第一の責任者であり、共同親権者が加害者である場合には、今後の子どもの安全についての重要な責任者であると同時に、これまで子どもの安全が充分でなかったことについての責任者でもある。このことを非加害保護者自身が自覚しなければならない。また、性的虐待のみならず、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト状況が先行している場合もあり、これらの事態の経過についての非加害保護者の関与については慎重に評価することが必要である。

#### ○子どもの意思を尊重し、子どもの意思を非加害保護者へ伝える

非加害保護者が子どもの性的虐待を事実と受け止め、何とか子どもの立場で考えようとしている場合には非加害保護者がその後の子どもの支援者として対応できる可能性がある。引き続いて非加害保護者への支援は継続が必要だが、同時に子どもへの重要な支援者として非加害保護者と子どもの関係を支援していくことが重要である。

## 8 再被害防止のためのアセスメントと支援方針の決定（入所、在宅支援）

子どもの再被害のリスクを排除するためには、子どもの生活圏からの加害者（疑われる者を含む）の排除が基本原則であり、加害者を含む家族への家庭復帰や家族関係の修復はあり得ない。

そのため、被害を受けた子どもの生活圏内に加害者が再接近の可能性がある限り、長期の分離が必要であり、施設入所・里親委託措置が必要となる。加害者のいない家庭（親族家庭を含む）への復帰を検討する際も、誰が子どもの安全を守る責任を維持できるのかを見極めることが重要となる。

### 非加害保護者への支援の視点

#### ○非加害保護者が子どもを守れるのかどうかのアセスメント

上記のとおり、非加害保護者が子どもの安全を守れるのかどうかは、子どもの生活圏から加害者

